

千代田区報

号外 広

昭和31年2月27日

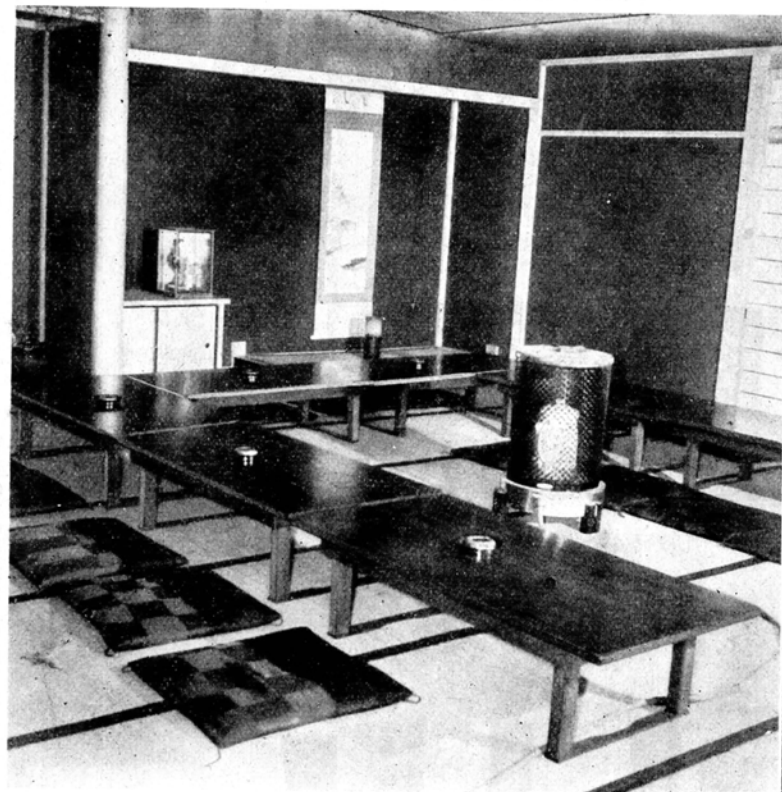
千代田区役所

発行

九段33局 0151
8531

号外

出張所特集



町 神田花田町 神田相生町 神田山本町 神田
田代町 神田松富町 神田栄町 神田元佐久間町
神田亀住町



神田駿河台一(偶数)、二(偶数)、三、四丁目
神田淡路町一、二丁目 神田須田町一丁目 神田
旅籠町一、二、三丁目 神田仲町一、二丁目、神
田花房町 神田金沢町 神田台所町 神田同朋町
神田宮本町 神田末広町 神田五軒町 神田松住

管轄区域

所在地 神田花房町一番地
電話 神田局 294、六九三番
世帯数 三、三六四世帯
人口 計 女 男
一六、七三九
一六、七三八

万世橋出張所

住民登録のこと

◆住民登録
まだ届出をしていない方は居住地の出張

住民登録関係の異動の届出には「認印」を持参して下さい。諸届出用紙は窓口にて準備してあります。

◆「母子手帳」と「米の通帳」を窓口へ

◆「妊産婦の特配」を窓口へ

◆「医師の診断書」と「米の通帳」を窓口へ

◆「在宅給付者の特配」を窓口へ

◆「米の通帳」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

◆「米の通帳の交付」を窓口へ

配給のこと

配給関係のいろいろの届出には、かならず「米の通帳」と「認印」を持参して下さい。

◆転入届、転居届、変更届
①、新たに本区に住所を定めた者（転入届）、②、本区内で住所を移動した者（転居届）、③、住民票の記載事項の変更、例えば世帯主の転出、死亡による世帯主の変更、それに伴う世帯主との縁組等に変更を生じたとき（変更届）以上の届出は事件発生の日より十四日以内に届出をして下さい。

◆印鑑証明
①、旧印を紛失したときは、印鑑証明と同一連署人が必要。証明手数料一枚三十円。
②、実印を紛失の場合はすぐ届出下さい。

◆死亡届と同時に火（葬）の届出
死亡届と同時に火（葬）の届出を提出し、葬儀の費用を支出し、火葬の届出を受けるので、葬儀の届出は便宜出張所でも取扱います。

◆火葬の届出
火葬の届出は、葬儀の届出と同時に提出し、火葬の費用を支出し、火葬の届出を受けるので、火葬の届出は便宜出張所でも取扱います。

配給のこと

◆特別区民税
納期は六月、八月、十月、一月（特別徴収をのぞく）
◆自転車重量税、大税
納期五月
◆納期前にお納め下さった方には所定の報奨金が出来ます。

◆区民相談所
区役所で扱っていることや、日常生活に困る皆さんの身近なことを相談し、解決の道を探ります。

◆戸籍関係用紙の交付
出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等の諸用紙は窓口にて準備してあります。

窓口案内

飼犬のこと

◆畜犬登録
犬を飼ったときは登録すること。毎年一回（四月）一斉登録があります。

◆諸証明の手数料一覧
印鑑証明 三〇円
住民票の謄本 五〇円
住民票の閲覧 三〇円
犬の登録 三〇円
犬の鑑札の再交付 三〇円
犬税標識弁償金 二〇円

印鑑のこと

◆印鑑証明
保証人として当区に印鑑届をしている人の連署を必要とします。

◆鑑札又は標識の再交付
鑑札又は標識を紛失したときは左の料金を納めて再交付を受けること。

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

改印

◆改印
旧印があるときは、新旧両印が必要。

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

区民館

◆設置について
本区多年の願望であった統合庁舎が旧職工したことに伴い、区内六出張所の拡充を図るため、先ず出張所庁舎の一斉増改築を実施

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

使用時間	使用料	備考
二時間以内	三〇〇	夜間の使用に上乗
二時間を超え四時間以内	六〇〇	金額の五割を加算
四時間を超え六時間以内	八〇〇	尚ほ暖房用として瓦
六時間を超え八時間以内	一、〇〇〇	スチールを使用する場合
八時間を超え	一、二〇〇	は実費を加算する

◆使用料
地域団体、その他の公共的団体が使用するときは、使用料を減免することもあります。

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円

◆犬税標識弁償金
犬税標識弁償金 二十円